



10 後期高齢者医療制度

身体上又は知的上の障がいがあり、日常生活を営むのに支障がある方は、満65歳から高齢者の医療の確保に関する法律の適用を受けられます（通常75歳以上）。

対象者

満65歳以上75歳未満の方で次のような障がいのある方

- ・身体障がい 1級～3級の方、4級の一部の方
- ・重度の知的障がい者（療育手帳A）
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2級の方
- ・障害基礎（厚生）年金 1・2級を受給している方

手続きに必要なもの

- ・障がいを証明できる身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・年金証書
- ・健康保険証
- ・手続きされる方の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きのものは1点。顔写真がないものについては、2点必要です）
- ・マイナンバー（個人番号）の確認ができるもの
- ・通帳

手続き・問い合わせ先

役場住民課住民室保険担当 0156-28-3857（直通）